

適合証交付請求書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印
電話番号 〕

富山県民福祉条例第30条第1項の規定により、次の生活関連施設について適合証の交付を請求します。

1	名 称							
2	所 在 地							
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園						
4	主 要 用 途							
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更						
6	建築物 規模等 構造 階数 地上 地下	造 階 階	用途の内訳		届出部分	届出以外の部分	計	
					()	m ²	m ²	m ²
					()	m ²	m ²	m ²
					()	m ²	m ²	m ²
			合 計	m ²	m ²	m ²		
	公共交通機関の施設		施設面積		m ²			
	道 路		延長		m			
	公 園		施設面積		m ²			
7	工事着手年月日	年 月 日	8	工事完了年月日	年 月 日			
9	連 絡 先	所在地及び名称						
		担当者名		電話番号				
※	市町村	県	※	処 理 欄				
受 付 欄								

- 備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第2号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する新築特別特定建築物を除く。））

1 名称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 経路	(1) 経路	ア 移動等円滑化経路の設置	適・否		
		イ 階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。	適・否		
	(2) 出入口	ア 幅は、80cm以上	適・否		
		イ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(3) 廊下等	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分に限る。）	適・否		
		ウ 幅は、120cm以上	適・否		
		エ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の確保	適・否		
		オ 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否		
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分に限る。）	適・否		
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		ウ 存在を容易に識別できること。	適・否		
		エ 点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に限る。）	適・否		
		オ 幅は、120cm以上（階段に併設する場合は、90cm以上）	適・否		
		カ 勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否		
		キ 高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否		
	(5) エレベーター（(6)のエレベーターを除く。）及びその乗降ロビー	ア イ 以外の場合	(ア) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	適・否	
			(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	

		(ウ) かごの幅は140cm以上	適・否	
		(エ) かごの奥行きは、135cm以上	適・否	
		(オ) かごの構造は、車いすの転回に支障のないこと。	適・否	
		(カ) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
		(キ) かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適・否	
		(ク) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	適・否	
		(ケ) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
		(コ) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置	適・否	
		(ク) かご内に、手すりの設置	適・否	
	イ 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合	(ア) アの(ア)から(ク)までの整備基準に適合していること。	適・否	
		(イ) かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	適・否	
		(ウ) かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置	適・否	
		(エ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
(6) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター	ア	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定すること。	適・否	
	イ	かごの幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上	適・否	
	ウ	かごの床面積の十分な確保 (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合に限る。)	適・否	

	(7) 特殊な構造又は使用形態のエスカレーター	ア	2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降できること。	適・否		
		イ	運転時の定格速度は、30m毎分以下	適・否		
		ウ	2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に、車止めの設置	適・否		
	(8) 敷地内の通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 段の構造	(ア)	手すりの設置	適・否	
			(イ)	段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
		ウ	排水溝の溝ふたの構造	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
		エ 傾斜路の構造	(ア)	手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）	適・否	
			(イ)	存在を容易に識別できること。	適・否	
			(ウ)	積雪時における配慮	適・否	
			(エ)	幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	適・否	
			(オ)	勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否	
			(カ)	高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適・否	
			オ	幅は、120cm以上	適・否	
カ	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の確保	適・否				
キ	車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否				
2 廊下等	(1) 廊下等	滑りにくい表面仕上げ	適・否			
	(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分	点状ブロック等の敷設	適・否			

3 階段	(1) 階段	ア 主たる階段は、回り階段でないこと。	適・否	
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		ウ 段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	(2) 踊場以外の部分	手すりの設置	適・否	
	(3) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分	点状ブロック等の敷設	適・否	
4 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 傾斜路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 存在を容易に識別できること。	適・否	
	(2) 勾配が1/12を超え、又は高さか16cmを超える傾斜がある部分	手すりの設置	適・否	
	(3) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分	点状ブロック等の敷設	適・否	
5 便所	(1) 主として高齢者、障害者等が利用する建築物若しくは床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられる1以上の便所又は公衆便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上の便所)	ア 車いす使用者用便所の設置	適・否	
		イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所	適・否	
	(2) (1)の建築物以外の建築物に設けられる1以上の便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上の便所)	腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所の設置	適・否	
		(3) 男子用小便器のある便所を設ける場合の1以上の便所	ア 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器の設置	適・否
	イ アの小便器の両側に、手すりの設置(主として高齢者、障害者等が利用する建築物に限る。)		適・否	
	6 客室等	社会福祉施設等又はホテル若しくは旅館の1以上の室	ア 高齢者、障害者等が円滑に利用できる床面積の確保	適・否
イ 便所の構造			(ア) 車いす使用者用便所の設置	適・否

			(イ) 車いす使用者用便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(ウ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		ウ 浴室等の構造	(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	適・否	
			(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保	適・否	
			(ウ) 浴室等の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(エ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
7 客席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	ア	車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは120cm以上	適・否	
		イ	床の水平の確保	適・否	
	(2) 車いす使用者用席に至る1以上の通路	ア	幅は、120cm以上	適・否	
		イ 傾斜路の構造	こう (ア) 勾配は1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	適・否	
			(イ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
8 案内表示	ア	移動等円滑化エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の標識(JIS適合)の設置		適・否	
	イ	移動等円滑化エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の案内板等の設置		適・否	
	ウ	移動等円滑化エレベーターその他の昇降機又は便所の点字案内等の設備の設置		適・否	
	エ	点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮		適・否	
9 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設	ア	車いす使用者用駐車施設の設置	適・否	
		イ 施設の基準	(ア) 利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置にあること。	適・否	
			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
	(2) 通路	ア	滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造	適・否	

		ウ 排水溝の溝ぶたの構造	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。	適・否	
10 敷地内の通路	(1) 敷地内の通路	滑りにくい表面仕上げ		適・否	
		(2) 段	ア 手すりの設置		適・否
	イ 段を容易に識別でき、かつ、つまずきにくい構造		適・否		
	(3)排水溝の溝ぶた	ウ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。		適・否	
	(4) 傾斜路	ア 手すりの設置（勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に限る。）		適・否	
		イ 存在を容易に識別できること。		適・否	
ウ 積雪時における配慮		適・否			
11 案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路	ア 視覚障害者移動等円滑化経路の設置		適・否	
		イ 線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要がない風除室を除く。）		適・否	
		ウ 点状ブロック等の敷設（車路に接する部分及び段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に限る。）		適・否	

備考

- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
- 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 4 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第2号の2（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する新築特別特定建築物に限る。））

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	備考	
1 経路	移動等円滑化経路を構成するエレベーター	ア かご内に、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置	適・否		
		イ かご内に、手すりの設置	適・否		
2 便所	男子用小便器のある便所を設ける場合の1以上の便所	床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の両側に、手すりの設置（主として高齢者、障害者等が利用する建築物に限る。）	適・否		
3 客室等	社会福祉施設等の1以上の室	ア 高齢者、障害者等が円滑に利用できる床面積の確保	適・否		
		イ 便所の構造	(ア) 車いす使用者用便房の設置	適・否	
			(イ) 車いす使用者用便房及び便所の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
			(ウ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
		ウ 浴室等の構造	(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置	適・否	
			(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保		
			(ウ) 浴室等の出入口の幅は、80cm以上		
			(エ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸で、その前後に高低差がないこと。	適・否	
4 客席	(1) 固定式の客席を設ける場合の1以上の客席	ア 車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは120cm以上	適・否		
		イ 床の水平の確保	適・否		
	(2) 車いす使用者用席に至る1以上の通路	ア 幅は、120cm以上	適・否		
		イ 傾斜路の構造	(ア) 勾配は1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下）	適・否	

			(イ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
5 案内表示	点滅型誘導音装置付誘導灯の設置等の配慮			適・否	
6 駐車場の通路	通路の排水溝の溝ふた	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。		適・否	
7 敷地内の通路	(1) 排水溝の溝ふた	つえ、車いす等の使用者の通行に支障のないものであること。		適・否	
	(2) 傾斜路	積雪時における配慮		適・否	

- 備考
- 1 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成してください。
 - 2 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 3 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
 - 4 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第3号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（公共交通機関の施設）

1 名 称	
2 所在地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 改札口	1以上の改札口	ア 幅は、80cm以上	適・否		
		イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	適・否		
		ウ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	適・否		
2 通路	(1) 通路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
	(2) 改札口から乗降場に至る1以上の経路の通路	ア 幅は、140cm以上	適・否		
		イ 傾斜路又は車いす使用者用特殊構造エレベーターの設置（高低差がある場合に限る。）	適・否		
		ウ 出入口等に接する部分の水平の確保	適・否		
		エ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置等の設置	適・否		
	(3) 傾斜路	ア 幅は、120cm以上（階段に併設する場合は、90cm以上）	適・否		
		イ 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	適・否		
		ウ 高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適・否		
		エ 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		オ 手すりの設置	適・否		
		カ 通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより存在を容易に識別できるもの	適・否		
		キ 点状ブロック等の敷設（上端に近接する通路及び踊場の部分に限る。）	適・否		
3 階段	階段	ア 手すりの設置	適・否		
		イ 手すりの端部付近への点字のはり付け	適・否		

		ウ 回り段がないこと。	適・否	
		エ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
		オ 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
		カ 階段の両側に、立ち上がり部の設置	適・否	
		キ 点状ブロック等の敷設（上端に近接する廊下等及び踊場の部分に限る。）	適・否	
4 エレベーター	エレベーター	ア かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止	適・否	
		イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上	適・否	
		ウ かごの幅は、140cm以上	適・否	
		エ かごの奥行きは、135cm以上	適・否	
		オ かごの構造は、車いすの転回に支障のないこと。	適・否	
		カ 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上	適・否	
		キ かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	適・否	
		ク かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	適・否	
		ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	適・否	
		コ かご内に、戸の開閉を確認することができる鏡の設置	適・否	
		サ かご内に、手すりの設置	適・否	
		シ かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	適・否	
		ス かご内及び乗降ロビーに、視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置	適・否	
		セ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	適・否	
5 便所	(1) 利用者の用に供する便所	ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を音、点字等により視覚障害者に示すための設備の設置	適・否	
		イ 滑りにくい表面仕上げ	適・否	

	ウ 男子用小便器を設置する場合	(ア) 床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設置	適・否	
		(イ) 手すりの設置	適・否	
(2) (1)の便所のうち1以上の便所	ア 便所内（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房の設置		適・否	
	イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること。		適・否	
(3) (2)のアの便房が設けられた便所	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。 (ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設置した旨の表示	適・否	
			適・否	
	イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
	ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否	
(4) (2)のアの便房	ア 出入口の構造	(ア) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房である旨の表示 (ウ) 幅は、80cm以上	適・否	
			適・否	
			適・否	
	イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
		(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
	ウ 腰掛便座及び手すりの設置		適・否	
	エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置		適・否	
オ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保		適・否		

	(5) (2)のイの便所	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
			(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと（傾斜路を設置する場合を除く。）。	適・否	
			(ウ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所である旨の表示	適・否	
		イ 出入口の戸の構造	(ア) 幅は、80cm以上	適・否	
			(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造	適・否	
		ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保	適・否		
エ 腰掛便座及び手すりの設置	適・否				
オ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	適・否				
6 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否		
7 乗降場	乗降場	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 転落防止柵の設置	適・否		
		ウ 点状ブロック等の敷設	適・否		

- 備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第4号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（道路）

1 名 称	
2 所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘 要	
歩道	歩道	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 幅員は、200cm以上	適・否		
		ウ 段差の切り下げ	(ア) 歩道の巻き込み部分	適・否	
			(イ) 歩道が横断歩道と接する部分	適・否	
			(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分	適・否	
		エ 切り下げ部分の勾配は、8%以下	適・否		
		オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ふた	適・否		
		カ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	適・否		
キ 除排雪しやすい構造	適・否				

- 備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第27条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第5号（第5条、第7条、第12条関係）

生活関連施設整備項目表（公園）

1 名 称	
2 所 在 地	

整備項目	整備箇所	整備基準	適合状況	摘要	
1 出入口	1以上の出入口	ア 幅は、120cm以上	適・否		
		イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと	適・否		
2 園路	出入口から主要な施設に至る1以上の園路	ア 滑りにくい表面仕上げ	適・否		
		イ 幅は、120cm以上	適・否		
		ウ 縦断勾配は、4%以下、最大縦断勾配は、8%以下	適・否		
		エ 150cm以上の水平部分の設置	適・否		
		オ つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない溝ぶた	適・否		
		カ 段の構造	(ア) 手すりの設置	適・否	
			(イ) 回り段を設けないこと	適・否	
			(ウ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
			(エ) 段を容易に識別でき、かつ、つまずきの原因となるものが設けられていない構造	適・否	
			(オ) 点状ブロック等の敷設	適・否	
		キ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、120cm以上（段を併設する場合は、90cm以上）	適・否	
			(イ) 縦断勾配は、8%以下	適・否	
			(ウ) 手すりの設置	適・否	
			(エ) 滑りにくい表面仕上げ	適・否	
(オ) 園路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより存在を容易に識別できるもの	適・否				
(カ) 点状ブロック等の敷設	適・否				
3 案内表示	主要な案内板等	高さ、文字の大きさ等表示への配慮	適・否		
4 駐車場	車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の設置	適・否		
		イ 施設の基準	(ア) 設置場所は、出入口に近い場所	適・否	
			(イ) 幅は、350cm以上	適・否	
	(ウ) 車いす使用者用である旨の表示	適・否			

備考 1 適合状況欄は、該当するものを○で囲んでください。

- 2 整備基準の適用がないときは、適合状況欄に斜線を引いてください。
- 3 条例第 27 条ただし書に該当する場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

様式第6号（第7条関係）

特定生活関連施設新築等（変更）届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名及び印 〕

電話番号

富山県民福祉条例第32条第1項（3項）の規定により、特定生活関連施設の新築等（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	名 称					
2	所 在 地					
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園				
4	主 要 用 途					
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更				
6	建築物 規 模 等	用途 の 内 訳	（ ）	届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²	計 m ²
			（ ）	m ²	m ²	m ²
			（ ）	m ²	m ²	m ²
			合 計	m ²	m ²	m ²
	公共交通機関の施設	施設面積 m ²				
	道 路	延長 m				
	公 園	施設面積 m ²				
	7	工事着手予定年月日	年 月 日	8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	連 絡 先	所在地及び名称				
		担当者名	電話番号			
※	市町村	県	※	受 付 欄		
受 付 欄			処 理 欄			

- 備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 生活関連施設整備項目表（様式第2号及び様式第3号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

特定生活関連施設新築等（変更）届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所
氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

電話番号

富山県民福祉条例第 32 条第 1 項（第 3 項）の規定により、特定生活関連施設の新築等（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	名 称					
2	所 在 地					
3	主 要 用 途					
4	工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更				
5	規 模 等 構造 階数 地上 地下 造 階 階	用 途 の 内 訳	()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
			()	m ²	m ²	m ²
			合 計	m ²	m ²	m ²
		6	工事着手予定年月日	年 月 日		
7	工事完了予定年月日	年 月 日				
8	建築確認申請書提出年月日	年 月 日				
9	建築確認申請書提出先					
10	連 絡 先	所在地及び名称				
		担当者名	電話番号			
※ 受 付 欄	市 町 村	県	※ 処 理 欄			

備考

- 1 4 欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 生活関連施設整備項目表（様式第2号の2）及び別表第4の建築物の項に定める図書を添付してください。

特定生活関連施設工事完了届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

電話番号

富山県民福祉条例第34条の規定により、特定生活関連施設の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1	名 称			
2	所 在 地			
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園		
4	主 要 用 途			
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更		
6	届 出 年 月 日	年 月 日		
7	届 出 受 付 番 号	第 号		
8	工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	9 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
10	連 絡 先	所在地及び名称		
		担当者名	電話番号	
※	市町村	県	※	処 理 欄
受 付 欄				

備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

特定生活関連施設適合状況報告書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び印
電話番号〕

富山県民福祉条例第39条第1項の規定により、特定生活関連施設の整備基準への適合状況について、次のとおり報告します。

1	名 称							
2	所 在 地							
3	種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園						
4	主 要 用 途							
5	工 事 種 別	新築・新設・増築・改築・用途変更						
6	建築物 構造 階数 地上 地下	規 模 等	造 階 階 階	用 途 の 内 訳	届出部分	届出以外の部分	計	
					()	m ²	m ²	m ²
					()	m ²	m ²	m ²
					()	m ²	m ²	m ²
		合 計	m ²	m ²	m ²			
	公共交通機関の施設	施設面積		m ²				
	道 路	延長		m				
公 園	施設面積		m ²					
7	工事着手年月日	年 月 日	8	工事完了年月日	年 月 日			
9	連 絡 先	所在地						
		担当者名	電話番号					
※	市町村	県	※	処 理 欄				
受 付 欄								

備考 1 3欄及び5欄は、該当する事項を○で囲んでください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

3 生活関連施設整備項目表（様式第2号から様式第5号までのうち該当するもの）及び別表第4に定める図書を添付してください。

様式第9号（第13条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

写 真 はりつけ欄	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職 氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、富山県民福祉条例第39条第1項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。		
年 月 日		
	富山県知事	印

（裏）

富山県民福祉条例（抜すい）

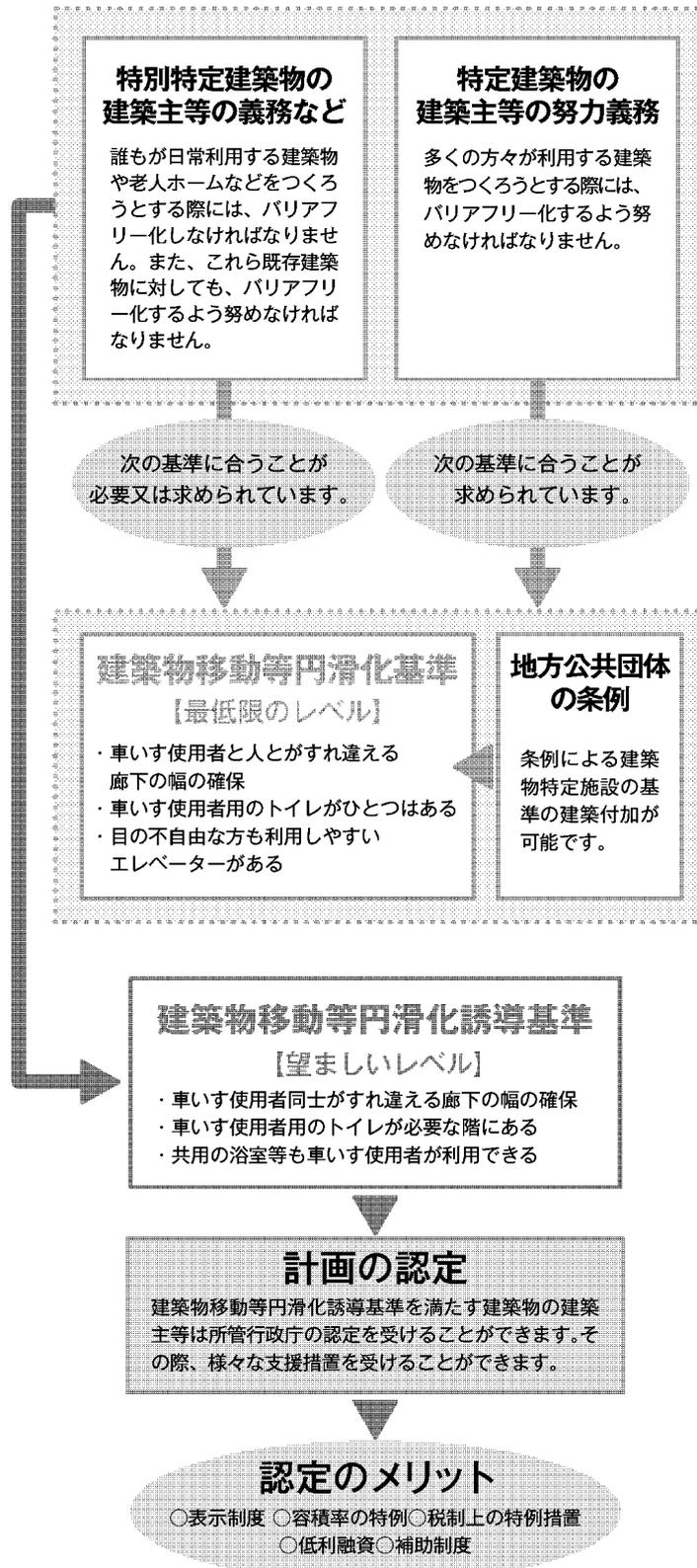
（報告及び立入調査）

第39条 知事は、第33条及び第35条から前条までの規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設を設置し、若しくは管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくは特定生活関連施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要

バリアフリー法の仕組み

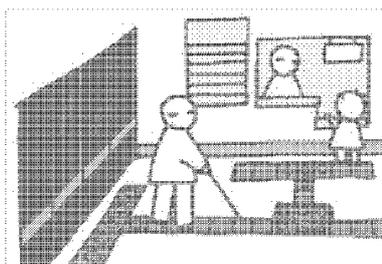


建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは？

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

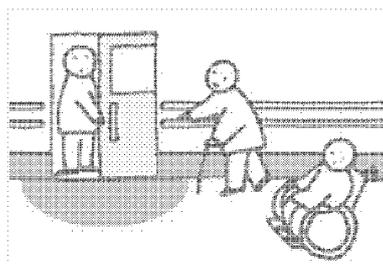
- 玄関出入口の幅(1以上)
80cm以上 120cm以上
- 居室などの出入口
80cm以上 90cm以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

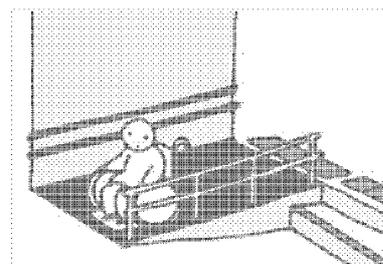
- 廊下幅
120cm以上 180cm以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

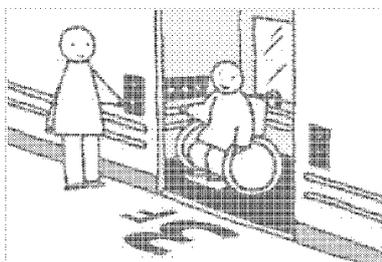
- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm以上 150cm以上
- スロープ勾配
1/12以下 1/12以下
(屋外は1/15以下)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

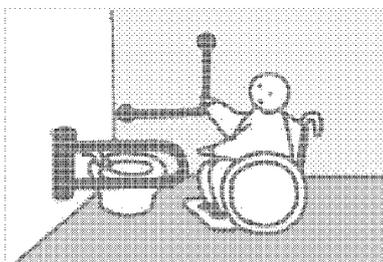
- 出入口の幅
80cm以上 90cm以上
- かごの奥行
135cm以上 135cm以上
- かごの幅(一定の建物の場合)
140cm以上 160cm以上
- 乗降ロビー
150cm角以上 180cm角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則2%以上

